

議案第72号

入間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例及び入間市保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和元年8月29日提出

入間市長 田中龍夫

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、3歳児以上の子どもの保育料を無償とするとともに、新たに利用者の申請に基づき行う施設等利用給付の認定についての規定を追加し、併せて所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

入間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例並びに
入間市保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例

(入間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部改正)

第1条 入間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例（平成27年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第3条第1項中「別表」を「次の各号」に改め、同項に次の二号を加える。

(1) 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「施行令」という。）

第4条第1項に規定する教育・保育給付認定子ども 零

(2) 施行令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子ども 別表に定める額

第3条第2項及び第4条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

階層区分		保育料月額（円）	
		標準時間	短時間
A	生活保護法による被保護世帯等	0	0
B	Aを除く、市町村民税非課税世帯	0	0
C1	A及びBを除く、市町村民税所得割非課税世帯	7,400	7,200
C2	Aを除く、市町村民税所得割課税額が次の区分に該当する世帯	1円以上 10,000円未満	8,000 7,800
C3		10,000円以上 48,600円未満	8,900 8,700
C4		48,600円以上 60,000円未満	9,900 9,700
C5		60,000円以上 71,500円未満	11,600 11,400
C6		71,500円以上 83,000円未満	14,200 13,900
C7		83,000円以上 97,000円未満	19,000 18,600
C8		97,000円以上 115,000円未満	24,700 24,200

C 9	115,000 円以上 133,000 円未満	30,900	30,300
C 1 0	133,000 円以上 151,000 円未満	37,000	36,300
C 1 1	151,000 円以上 169,000 円未満	42,700	41,900
C 1 2	169,000 円以上 189,000 円未満	44,500	43,700
C 1 3	189,000 円以上 209,000 円未満	48,400	47,500
C 1 4	209,000 円以上 239,000 円未満	49,900	49,000
C 1 5	239,000 円以上 269,000 円未満	50,900	50,000
C 1 6	269,000 円以上 301,000 円未満	52,000	51,100
C 1 7	301,000 円以上 349,000 円未満	53,000	52,000
C 1 8	349,000 円以上 397,000 円未満	54,000	53,000
C 1 9	397,000 円以上	54,500	53,500

備考

- 「生活保護法による被保護世帯等」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯をいう。
- 「標準時間」とは、法第20条第3項の規定による保育必要量の認定のうち、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項の規定により、保育の利用について1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分により行われるものをいう。
- 「短時間」とは、法第20条第3項の規定による保育必要量の認定のうち、子ども・子育て支援法施行規則第4条第1項の規定により、保育の利用について1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分により行われるものをいう。
- 世帯の階層区分の認定に当たっては、教育又は保育の提供を受ける子どもと同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の全てについて、それらの者の課税額の合計額により行うものとする。

5 前各号に掲げるもののほか、階層区分の認定、保育料の軽減等に関し必要な事項は、規則で定める。

(入間市保育の必要性の認定に関する条例の一部改正)

第2条 入間市保育の必要性の認定に関する条例（平成26年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第19条第1項第2号及び第3号」の次に「並びに法第30条の4第2号及び第3号」を加える。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の一条を加える。

(施設等利用給付の認定)

第5条 市長は、法第30条の5第1項の規定による施設等利用給付に係る認定の申請があったときは、第2条の事由に基づき、当該認定を行うものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の入間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の規定は、令和元年10月1日以後の教育・保育の提供に係る保育料について適用する。